

中小企業再生支援機構法案(民主案)・地域力再生機構法案・産活法改正案における主な債務処理措置等の比較

		中小企業再生支援機構法案(民主案)	地域力再生機構法案	産業活力再生特別措置法改正案(抄)
	目的	中小企業の健全な経営が我が国の産業の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、有用な経営資源を有する中小企業者等の事業再生を支援	地域力の向上を通じて地域経済の再建を図る等のため、地域経済において重要な役割を果たしている事業者の事業再生を支援	我が国の産業活力の再生 我が国産業が最近における国際経済の構造的な変化に対応したものとなるための産業活動の革新への寄与
過大な債務を負う事業者への措置	概要	過大な債務を負っている事業者に対して金融機関等が有する債権の買取りその他の業務を通じて事業者の事業再生を支援することを目的とする組織を設立し、債権放棄を含む債権者調整等を実施		いわゆる「第二会社方式」による事業再生（将来性のある事業部門を別法人（第二会社）に切り出して継続を図るとともに、負債・赤字部門を残した旧会社を清算する再生手法）を円滑化するため、各種特例を設ける。
	対象者	過大な債務を負っている中小企業者その他の事業者(中小企業のほか、中堅企業も支援することを想定) ○地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社 ○第三セクター等 は除外	地域経済において重要な役割を果たしながら過大な債務を負っている事業者(中規模企業及び第三セクターを想定) ○地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社は除外	特定中小企業者（過大な債務を負っていること等のため財務の状況が悪化している中小企業者）等
出資円滑化のための措置	概要	なし (※右の施策等との連携規定あり)		政策投資銀行等の指定金融機関による認定事業者等への出資（金融秩序の混乱のため出資が一般的に困難な期間として政令で定める期間内の出資に限る）について損失が生じた場合において、当該指定金融機関等に対して日本政策金融公庫が当該損失の一部を補てん
	対象者			認定事業者（事業再構築計画等の認定を受けた事業者）等